

同族会社の 留保金課税不適用制度の注意点

税理士 秦 雅彦

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度

同族会社の一定額以上の内部留保については、留保金額に対する課税が行われます。ただし、青色申告書を提出する同族会社で、以下に掲げるものについては、それぞれに定める事業年度については、この留保金課税の適用はありません。

不適用の対象となる法人

- 第 1 号該当.....設立後10年以内の「新事業創出促進法」に規定する中小企業者(表参照)(平成12年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までに開始する事業年度)
- 第 2 号該当.....「新事業創出促進法」の認定事業者(主務大臣の認定を受けた計画に係わる新事業分野開拓のための事業を実施する法人であれば、中小企業者に限らず適用されます。X 平成18年 3 月31日までに開始する事業年度)
- 第 3 号該当.....「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に規定する中小企業者(表参照)で、直前期において収入金額に対する試験研究費と開発費の合計額の割合が 3 %を超えるもの(平成14 年 4 月 1 日から平成17年 4 月13日までに開始する事業年度)
- 第 4 号該当.....各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が 1 億円以下の法人で、前事業年度終了の時における自己資本比率が50%以下である法人(平成15年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日までに開始する事業年度)

自己資本比率 =
$$\frac{\text{直前期の(資本金+資本積立金額+利益積立金額-自己株式+同族株主等からの借入金)}}{\text{直前期の貸借対照表上の総資産の帳簿価額の合計額}}$$

「新事業創出促進法」「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に規定する中小企業者とは、下記の業種に応じ、次のいずれかに該当する者をいいます。

業 種	資本金の額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3 億 円 以 下	300人以下
卸売業	1 億 円 以 下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3 億 円 以 下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億 円 以 下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
企業組合、協同組合、事業共同組合等		

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書

留保金課税の不適用の規定の適用を受けるには、確定申告書にこの明細書(右図)を添付しなければなりません。

「適用該当号の区分」zには、留保金課税の不適用の 1 ~ 4 号の該当号を記載します。

第 1 号から第 3 号に該当する場合は、x 欄 ~ 7 欄にそれぞれ適用要件等の明細を記載します。また、書類の添付が必要ですので、「添付書類」欄を確認してください。

第 4 号の自己資本比率が50%以下である場合の不適用については、前期末の決算書、申告書の数字(下図)をもとにして明細書に記載します。

イ「当期末の資本又は出資の金額 8」には、当期末の資本の金額を記載します。

ロ「前期末の総資産の額 9」には、前期末の貸借対照表の総資産の帳簿価額の合計額を記載します。なお、貸倒引当金、特別償却準備金、その他一定の科目については、その計上方法により加減算が必要ですので、注意してください。

ハ「前期末の自己資本の額 0」には、前期末の資本の金額、税務上の資本積立金額及び利益積立金額の合計額を記載します。同族株主等からの借入金がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を 0 欄の内書きに記載します。ここでは、前期末の資本の金額に、前期の別表 5 (1) の 1 の金額、同族株主等である社長からの借入金の金額を加算した金額となります。

ニ「自己資本比率 $\frac{(20)}{(19)}$ 1」を計算します。

留意点

この留保金課税の不適用の規定は、租税特別措置法に定められているものです。したがって、不適用が可能であるにもかかわらず、誤って留保金課税を適用して申告・納付した場合には、租税特別措置法の適用を選択しなかったこととなりますので、更正の請求により過大納付分の税額の還付を受けることはできません。

確定申告に際しては、「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を必ず記載し添付して、この規定の適用を誤らないよう十分注意してください。

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等制度に関する明細書		事業年度	16・4・1 17・3・31	法人名		
一 号 該 当	適用該当号の区分	1	措置法第 68 条の 2 第 1 項第 (4) 号該当			
	設 立 の 日	2	平 (指令第39条の34の2第1項()号 指令第39条の128第1項()号)			
	中 小 企 業 者 の 判 定	3	新事業創出促進法第 2 条第 3 項第 () 号該当			
	主 た る 事 業	4	業			
	資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	5	円			
	常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	6	人			
	二 号 該 当	実 施 計 画 の 認 定 年 月 日	7	平		
	新事業分野開拓のための事業の内容	8				
	当 期 末 に お け る 事 業 の 状 況	9				
	三 号 該 当	中 小 企 業 者 の 判 定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 第 2 条第 1 項第 () 号該当		
四 号 該 当	主 た る 事 業	11	業			
	資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	12	円			
	常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	13	人			
	当 期 前 1 年 以 内 に 開 始 し た 各 事 業 年 度	14	平 ~ 平			
	阿 上 の 試 験 研 究 費 の 額 及 び 開 発 費 の 額 の 合 計 額	15	円			
	(14)の各事業年度の総収入金額の合計額	16	円			
	試 験 研 究 費 等 の 割 合 $\frac{(15)}{(16)}$	17	%			
	当 期 末 の 資 本 又 は 出 資 の 金 額	18	10,000,000 円			
	前 期 末 の 総 資 産 の 額	19	171,325,745 円			
	前 期 末 の 自 己 資 本 の 額	20	内 3,000,000 円 83,979,091			
自 己 資 本 比 率 $\frac{(20)}{(19)}$	21	49 %				
添 付 書 類	措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号	登記簿謄本又はその写し				
	措置法第 68 条の 2 第 1 項第 2 号	イ 主務大臣が「新事業創出促進法第11条の 2 第 1 項に規定する認定(同法第11条の 3 第 1 項の認定を含む。))をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し				
	措置法第 68 条の 2 第 1 項第 3 号	措置法施行令第39条の34の 2 第 4 項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある事業年度に限る。))				

(法0302-20)

(前事業年度分)						(前期末)貸借対照表				平成16年3月31日現在		
利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書						事業年度	15・4・1 16・3・31	法人名				
I 利益積立金額の計算に関する明細書												
区 分	期首現在 利益積立金額	当期中の増減	当期利益金処分 等による増減 (減は赤)	引当期間現在 利益積立金額 (減は赤)	①-②+③-④							
	①	②	③	④	⑤							
利益準備金	1 750,000 円				750,000 円							
繰越利益金	2 20,000,000				20,000,000							
繰越利益金(損は赤)	25											
繰越利益金(損は赤)	26 685,875	685,875		19,973,431	19,973,431							
納税充当金	27 313,750	313,750	569,000		569,000							
未納法人税(別添表を添付)	28 1845,600	822,900	6784,000	3758,300	3758,300							
未納道府県民税(何年何月何日までに納付を要するものを含む)	29 411,000	828,035	417,035	145,500	145,500							
未納市町村民税(均等割額を含む)	30 980,900	1822,900	1052,000	320,000	320,000							
引当合計額	31 55925235	817840	122065	15749831	70,979,091							
						70,979,091						

売掛金	12,357,895	短期借入金(社長)	3,000,000
貸倒引当金	1,000,000		
		資本金	10,000,000
資産合計	170,325,745	負債資本合計	170,325,745

イ 当期末の資本又は出資の金額 8...10,000,000円

ロ 前期末の総資産の額 9.....資産合計170,325,745円 + 貸倒引当金1,000,000円 = 171,325,745円

ハ 前期末の自己資本の金額 0.....前期末の資本の金額10,000,000円
+ 前期末の利益積立金額70,979,091円
+ 岡族株主からの借入金3,000,000円 = 83,979,091円
171,325,745円